

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会

支 部 規 則

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）定款施行規則第48条第2項に基づき協会支部規則を定める。

第1章 総 則

（名称及び事務所）

第1条 支部の名称及び区域は、施行規則第46条に定めるところによる。

（目 的）

第2条 支部は、協会の行う事業を円滑に遂行することを目的とする。

（業 務）

第3条 支部は、前条の目的を達成するため、施行規則第35条で定める委員会に対応できる部会を設けて、次の業務を行う。

- (1) 定款第5条に定める事業
- (2) 施行規則第52条に定める業務
- (3) 会員及び従業者の登録及び従業者証明書の発行に関する業務
- (4) 会員相互の親睦と慶弔及び表彰推薦に関する業務
- (5) その他目的達成に必要な業務

第2章 役 員

（役員の種類及び数）

第4条 支部に、次の役員を置く。

- (1) 支 部 長 1 名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 幹 事 若干名（ただし、正副支部長を含む。）
- (4) 監 査 1 名以上5 名以内

2 前項のほか、必要に応じ他の役員を置くことができる。

（協会の役員）

第5条 協会の役員候補者は、施行規則第16条、第17条及び第18条の定めにより選出する。

(役員を選任)

第6条 幹事及び監査は、総会において正会員のうちから選任する。

2 支部長、副支部長及びその他の役員は、幹事の互選とする。

但し、支部長は定款施行規則第17条に規定する理事候補の資格を有する者でなければならない。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、定款第25条を準用する。

(役員の補選)

第8条 幹事に欠員を生じたときは、幹事会において補選を行う。

2 監査に欠員を生じたときは、定款第21条第1項を準用する。

(役員の退任)

第9条 役員の退任は、定款施行規則第25条を準用する。

(役員の職務及び権限)

第10条 役員の職務及び権限は、次のとおりとする。

(1) 支部長は、支部を代表し、会務を執行する。

(2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、あらかじめ支部長が示した順序により、その職務を代行する。

(3) 幹事は、幹事会を組織し、業務の執行を図る。

(4) 監査は、支部の業務及び会計を監査し、報告書を作成する。また、いつでも業務及び会計の調査、報告を求めることができる。

2 第4条第2項に定められた、その他役員の職務及び権限は、支部において定める。

(顧問、相談役)

第11条 支部に顧問、相談役を置くことができる。

(1) 顧問、相談役は、幹事会の承認を得て、支部長が委嘱する。

(2) 顧問、相談役は、支部長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(3) 顧問、相談役の委嘱期間は、これを委嘱した支部長の任期にしたがう。

第3章 会議等

(会議の設置)

第12条 会議は、総会及び幹事会の2種とする。

(その他の会議)

第13条 第2条の目的達成のために、前条に定める会議のほか、その他の会議をもうけることができる。

(会議の構成)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とし、正会員をもって構成する。

2 幹事会は、支部長、副支部長、幹事をもって構成する。

(会議の開催)

第15条 定時総会は、毎年1回事業年度終了の日から原則として30日以内に開催し、臨時総会は、幹事会が開催の必要を認めたとき、若しくは正会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき開催する。

2 幹事会は、必要に応じ随時開催する。

但し、幹事総数の2分の1以上から重要会議の目的たる事項を示して開催請求があったときは、直ちに開催しなければならない。

(会議の招集)

第16条 会議は、支部長が招集する。

2 会議の招集は、会議の日時、場所及び付議事項を示して開催の5日前までに文書又は電磁的方法（電子メール等）で通知しなければならない。

(会議に付議すべき事項)

第17条 次の事項については、総会の決議を経なければならない。

(1) 収支決算

(2) 幹事及び監査の選任並びに解任

(3) 従業者登録、従業者の研修受講等の費用徴収に関する事項

(4) 併合、分離等にとまなう支部の残余財産の処分

2 幹事会は、次の事項を決議する。

(1) 事業報告、事業計画及び収支予算

(2) 業務の執行に関する事項

(3) 総会に付議すべき事項

(4) 総会の決議により委任された事項

(5) 運営細則の制定改廃

(6) 受益者負担に基づく事業実施にかかる費用徴収に関する事項

(7) 協会役員候補の推薦

(8) その他業務運営上必要な事項

(会議の議決権)

第18条 会議の構成員は、平等の議決権を有する。

2 総会においては、会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面によるか、又は他の構成員を代理人として議決権を行使することができる。

3 幹事会においては、会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面によるか、又は他の構成員を代理人として議決権を行使することは、これを認めない。

(会議の議事)

第19条 会議の議長は、支部長がこれに当たり、又は支部長が選任する。

2 会議は、その構成員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。この場合前条第2項の適用については、これを出席したものとみなす。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は幹事として、決議に加わる権利を有しない。

(会議の議事録)

第20条 議長は、議長及び議長が指名した者が、会議の議事録を作成し、議長及び議長が指名した者が記名押印のうえ、保管するものとする。

第4章 資産及び会計

(事業年度)

第21条 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第22条 支部長は、毎事業年度開始前に、次に掲げる書類を作成し、幹事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(事業報告及び決算)

第23条 支部長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、監査を受けた上で、幹事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類については、定時総会に提出し、第1号の書類に

についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3. 監査は、第1項の監査結果を定時総会に報告しなければならない。

(予算の変更)

第24条 緊急に予算を変更する必要があるときは、幹事会の決定を経て、本部に申請する。

(暫定予算)

第25条 第22条の規定にかかわらず、新年度開始前に予算が成立しないときは、当該年度の予算が成立するまでの間、前年度の予算を基準として、執行することができる。

2 前項の予算に基づく収入及び支出は、当該年度の予算に基づく収入及び支出とみなす。

第5章 事務局

(事務局)

第26条 事務を処理するため事務局を置くことができる。

2 事務局に必要な事項は、幹事会の決議を経て定める。

第6章 併合、分離、解散

(併合、分離、解散)

第27条 併合、分離、解散については、定款施行規則第47条に定めるところによるも、支部総会の承認を得なければならない。

但し、定款施行規則第46条及び別表改正についての理事会決議を受けて、支部の併合、分離、解散が実施される場合は支部総会の承認は不要とする。

(残余財産の処分)

第28条 解散のとき存する支部の残余財産処分については、支部総会の決議を経て、理事会の承認を受けなければならない。

但し、定款施行規則第46条及び別表改正についての理事会決議を受けて、支部の併合、分離、解散が実施される場合は支部総会の決議は不要とする。

2 支部における貸借対照表に示されている財産は、協会財産であり、配当、分配は一切してはならない。

第 7 章 雑 則

(ウェブ会議システム等での開催)

第 29 条 幹事会及び第 13 条に定める会議は、ウェブ会議システム等（インターネットその他の通信手段にて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話できるシステムをいう。以下同じ。）を利用して開催することができる。

2 幹事会及び第 13 条に定める会議の構成員並びに会議の招集者が特に必要と認めた者は、ウェブ会議システム等を利用して、出席することができる。

3 前項の方法により出席した構成員は、定足数に含め、発言権、議決権を有する。

第 30 条 本規則のほか、支部運営に必要な事項は、定款及び定款施行規則を遵守したうえで、支部において別に定めることができる。

附 則

1 この規則は、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会の設立の登記の日から施行する。

2 この規則は、平成 25 年 3 月 28 日開催の第 8 回理事会において一部改正し、次のとおり施行する。

(1) 第 20 条、第 24 条、第 25 条については、同日施行する。

(2) 第 17 条、第 22 条、第 23 条については、平成 26 年 4 月開催の支部定時総会時に施行する。

3 この規則は、令和 3 年 4 月 26 日開催の第 1 回理事会において一部改正、同日施行する。(第 16 条、第 29 条 (新設))